

議第 1 1 2 号

呉市集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

呉市集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

呉市集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例

(呉市特別会計条例の一部改正)

第 1 条 呉市特別会計条例 (昭和 3 9 年呉市条例第 4 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 0 9 条第 2 項の規定に基づき、次に掲げる特別会計を当該事務事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため設置する。 (1) ・ (2) 略 <u>(3) 集落排水事業特別会計 集落排水事業</u> (4) ~ (11) 略	地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 0 9 条第 2 項の規定に基づき、次に掲げる特別会計を当該事務事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため設置する。 (1) ・ (2) 略 (3) ~ (10) 略

(呉市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 呉市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例 (昭和 4 1 年呉市条例第 5 0 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(事業の設置) 第 2 条 略 (経営の基本) 第 3 条 略 2 略	(事業の設置) 第 2 条 略 2 <u>下水道事業として経営する下水道は、呉市下水道条例 (昭和 3 7 年呉市条例第 2 4 号) 第 2 条第 2 号に規定する下水道とする。</u> (経営の基本) 第 3 条 略 2 略

<p>3 下水道事業の排水区域，排水人口及び1日最大処理能力は，次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>排水区域</u> 本市の区域内で，本市の公共下水道事業計画に基づき公共下水道を整備する区域</p> <p>(2) <u>排水人口</u> 203,000人</p> <p>(3) <u>1日最大処理能力</u> 114,350立方メートル</p>	<p>3 下水道事業の排水区域，排水人口及び1日最大処理能力は，次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>公共下水道</u></p> <p>ア <u>排水区域</u> 本市の事業計画に基づき公共下水道を整備する区域</p> <p>イ <u>排水人口</u> 203,000人</p> <p>ウ <u>1日最大処理能力</u> 114,350立方メートル</p> <p>(2) <u>集落排水処理施設</u></p> <p>ア <u>排水区域</u> 本市の事業計画に基づき集落排水処理施設を整備する区域</p> <p>イ <u>排水人口</u> 11,220人</p> <p>ウ <u>1日最大処理能力</u> 2,864立方メートル</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(呉市下水道条例の一部改正)

第3条 呉市下水道条例（昭和37年呉市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に，下線及び太枠で示すように改正する。

改正前	改正後
呉市下水道条例	呉市下水道条例
	目次
	<u>第1章 総則（第1条－第2条の4）</u>
	<u>第2章 公共下水道（第3条－第17条）</u>
	<u>第3章 集落排水処理施設（第18条－第24条）</u>
	<u>第4章 使用料及び手数料（第25条－第30条）</u>
	<u>第5章 占用（第31条・第32条）</u>

(この条例の趣旨)

第1条 市の設置する公共下水道の管理及び使用並びに施設の構造及び維持管理の基準等については、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他の法令で定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この条例において「下水」、「汚水」、「排水施設」、「処理施設」、「公共下水道」、「終末処理場」、「排水設備」、「除害施設」及び「特定事業場」とは、それぞれ法第2条第1号に規定する下水及び汚水、同条第2号に規定する排水施設及び処理施設、同条第3号に規定する公共下水道で市の設置するもの、同条第6号に規定する終末処理場、法第10条第1項に規定する排水設備、法第12条第1項に規定する除害施設並びに法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。

第6章 雑則（第33条―第35条）

第7章 罰則（第36条―第38条）

付則

(この条例の趣旨)

第1条 市の設置する下水道の管理及び使用並びに施設の構造及び維持管理の基準等については、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他の法令で定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 下水 生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは付随する廃水（公共下水道以外の下水道については、企業管理規程で定めるものを除く。以下「汚水」という。）又は雨水をいう。

(2) 下水道 公共下水道及び集落排水処理施設をいう。

(3) 公共下水道 法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。

(4) 終末処理場 法第2条第6号に規定する終末処理場をいう。

(5) 除外施設 法第12条第1項に規定する除外施設をいう。

(6) 特定事業場 法第12条の2第1項に規定する特定事業場を

2 この条例において「管渠」とは、排水管又は排水渠をいう。

3 この条例において「使用者」とは、下水を公共下水道に排除してこれを使用する者をいう。

4 この条例において「水道」及び「給水装置」とは、それぞれ水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道及び同条第9項に規定する給水装置をいう。

5 この条例において「工業用水道」とは、工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第3項に規定する工業用水道をいう。

6 この条例において「使用期」とは、下水道使用料徴収の便宜上区分されたおおむね2月の期間をいう。

いう。

(7) 集落排水処理施設 農業集落又は漁業集落において、汚水を集合して処理し、公共の水域に放流するための処理施設及びこれを補完する施設をいう。

(8) 排水設備 下水を下水道に流入させるために必要な排水管又は排水渠（以下「管渠」という。）その他の排水施設をいう。

(9) 使用者 下水を下水道に排除してこれを使用する者をいう。

(10) 水道 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道をいう。

(11) 給水装置 水道法第3条第9項に規定する給水装置をいう。

(12) 工業用水道 工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第3項に規定する工業用水道をいう。

(13) 使用期 使用料の徴収の便宜上区分されたおおむね2月の期間をいう。

（設置義務者の代理人）

第2条の2 排水設備の設置義務者（公共下水道にあつては法第10条第1項の規定により，集落排水処理施設にあつては第19条の規定により，排水設備を設置しなければならない者をいう。以下同じ。）に該当する者が市内に居住しないときは，この条例に定める一切の事項を処理させるため市内に居住する代理人を選定し，上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に届け出なければならない。ただし，呉市水道事業給水条例（昭和35年呉市条例第10号）第20条の規定による代理人が兼任するときは，この限りでない。

2 管理者は，設置義務者の代理人を変更することが適当であると認めるときは，変更を求めることができる。

（共有又は共用の連帯責任）

第2条の3 排水設備を共有し，又は共用するときは，その共有者又は共用者は連帯してこの条例に定める義務を負わなければならない。

（監督処分）

第2条の4 管理者は，この条例又はこの条例に基づく企業管理規程に違反している者に対し，当該違反行為の中止等必要な措置を命じることができる。

第2章 公共下水道

（排水設備の接続方法及び内径等）

第3条 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備の新設，増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは，次に定めるところによらなければならない。

（1）～（3） 略

（4）汚水のみを排除すべき排水管の内径は，管理者が特別の理由

第2章 排水設備の設置等

（排水設備の接続方法及び内径等）

第3条 排水設備の新設，増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは，次に定めるところによらなければならない。

（1）～（3） 略

（4）汚水のみを排除すべき排水管の内径は，上下水道事業管理者

(以下「管理者」という。)が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとする。ただし、1の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

略

(5) 略

(排水設備の新設等及び計画の確認)

第4条 排水設備又は前条の排水施設（これらに接続する除害施設を含む。以下これらを「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、企業管理規程で定める申請書に必要な書類を添付して提出し、管理者の確認を受けなければならない。ただし、市において工事を実施する場合は、この限りでない。

2 略

(排水設備の工事の施行)

第6条 排水設備の新設等の工事は、管理者が指定した者（以下「指定工事店」という。）でなければ行つてはならない。

第3章 公共下水道の使用

(使用料の徴収)

第11条 管理者は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、毎使用期、その使用期における公共下水道の

があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとする。ただし、二の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

略

(5) 略

(排水設備の新設等及び計画の確認)

第4条 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備又は前条の排水施設（これらに接続する除害施設を含む。以下これらを「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、企業管理規程で定める申請書に必要な書類を添付して提出し、管理者の確認を受けなければならない。ただし、市において工事を実施する場合は、この限りでない。

2 略

(排水設備の工事の施行)

第6条 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備の新設等の工事は、管理者が指定した者（以下「指定工事店」という。）でなければ行つてはならない。

使用について、原則として納入通知書又は口座振替の方法により徴収し、その時期は企業管理規程により定める。

3 使用料の徴収後、その金額について誤りを発見したときは、翌使用期の使用料において増減する。ただし、管理者が必要と認められたものは、追徴し、又は還付することがある。

4 第2項の規定にかかわらず、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため公共下水道を使用する場合その他公共下水道を一時使用する場合において必要と認めるときは、管理者は、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があつたとき、その他管理者が必要と認めたときに行う。

(使用料の算定方法)

第12条 1月当たりの使用料の額は、使用者が排除した汚水の量(以下「排除汚水量」という。)に応じ、次の表に定める基本使用料と従量使用料との合計額に100分の110を乗じて得た金額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

用途	基本使用料 (1世帯又は1事業所1月につき)	従量使用料 (1立方メートルにつき)

	金額	1 立方メートル以上0立方メートルで	1 0立方メートルをえ0立方メートルまで	2 0立方メートルをえ0立方メートルまで	3 0立方メートルをえ0立方メートルまで	5 0立方メートルをえ0立方メートルまで	1 0立方メートルをえ0立方メートルで	5 0立方メートルをえ0立方メートル分
一般用 (市の 区 域 内)	1, 180円	17円	21円9円	24円1円	28円5円	31円8円	34円0円	36円1円
一般公 衆浴場 用	1, 180円	94円						
一般用 (市の 区 域 外)	1, 770円	26円	32円9円	36円2円	42円8円	47円7円	51円0円	54円2円

2 排除汚水量の算定は、次に定めるところによる。

(1) 毎使用期における各月の排除汚水量は、均等とみなす。

(2) 水道及び工業用水道を使用した場合は、水道及び工業用水道

の使用水量とする。

(3) 2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合等においては、原則として、各使用者均等とみなす。ただし、特別の事情がある場合は、管理者が認定する。

(4) 水道及び工業用水道以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は、使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する。

(5) 氷雪製造業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量が排除汚水量と著しく異なるものを営む使用者は、毎使用期、その使用期に排除汚水量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用期の末日から起算して7日以内に管理者に提出しなければならない。この場合においては、前3号の規定にかかわらず、管理者は、その申告書の記載を勘案して排除汚水量を認定するものとする。

(6) 水道及び工業用水道の使用者がその使用期間の中途に公共下水道の使用を開始した場合は、当該期間における使用水量を各日均等に使用したものとみなして、日割計算により算定する。なお、水道及び工業用水道以外の水を使用する者についても、同様とする。

(基本使用料)

第12条の2 基本使用料は、排除汚水量の有無にかかわらず、所定の額を徴収する。

(特別な場合における使用料の算定)

第12条の3 使用期の中途において公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開した場合の使用料は、管理者が別に定める方法により算定する。

(資料の提出)

第13条 管理者は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

(手数料)

第14条 指定工事店の指定について、その申請者から、1件につき14,000円の手数料を徴収する。

2 前項の手数料は、申請の際、これを徴収する。

3 既納の手数料は、返還しない。

第3章の2 公共下水道の施設に関する構造及び維持管理の基準等

(排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準)

第14条の2 公共下水道の排水施設（これを補完する施設を含む。次条において同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。第14条の4において同じ。）に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

(1)～(5) 略

(排水施設の構造の技術上の基準)

第14条の3 略

(処理施設の構造の技術上の基準)

第14条の4 処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の技術上の基準は、第14条の2に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(適用除外)

第14条の5 略

(終末処理場の維持管理に関する基準)

(排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準)

第11条 公共下水道の排水施設（これを補完する施設を含む。次条において同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。第13条において同じ。）に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

(1)～(5) 略

(排水施設の構造の技術上の基準)

第12条 略

(処理施設の構造の技術上の基準)

第13条 処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の技術上の基準は、第11条に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(適用除外)

第14条 略

(終末処理場の維持管理に関する基準)

第14条の6 略

第4章 雑則

(行為の許可)

第15条 略

(許可を要しない軽微な変更)

第16条 法第24条第1項の条例で定める軽微な変更は、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件の同項の許可を受けて設けた物件（地上に存する部分に限る。）に対する添加であつて、同項の許可を受けた者が当該施設又は工作物その他の物件を設ける目的に付随して行うものとする。

第15条 略

(行為の許可)

第16条 略

(許可を要しない軽微な変更)

第17条 法第24条第1項の条例で定める軽微な変更は、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件の同項の許可を受けて設けた物件（地上に存する部分に限る。）に対する添架であつて、同項の許可を受けた者が当該施設又は工作物その他の物件を設ける目的に付随して行うものとする。

第3章 集落排水処理施設

(集落排水処理施設の名称等)

第18条 集落排水処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

施設の名称	位置
下島地区集落排水処理施設	呉市下蒲刈町下島
三之瀬地区集落排水処理施設	呉市下蒲刈町三之瀬
大地蔵地区集落排水処理施設	呉市下蒲刈町下島
鹿老渡地区集落排水処理施設	呉市倉橋町字住吉山
向地区集落排水処理施設	呉市蒲刈町向
野路西地区集落排水処理施設	呉市安浦町大字中畑， 大字下垣内
立花地区集落排水処理施設	呉市豊浜町大字大浜字南立花
大浜地区集落排水処理施設	呉市豊浜町大字大浜字水尻

豊島地区集落排水処理施設	呉市豊浜町大字豊島
沖友地区集落排水処理施設	呉市豊町沖友
久比地区集落排水処理施設	呉市豊町久比
田原地区集落排水処理施設	呉市音戸町田原

2 管理者は、集落排水処理施設の供用を開始しようとするときは、あらかじめ供用を開始する年月日、汚水を排除すべき区域その他必要な事項を告示しなければならない。告示した事項を変更しようとするときも、同様とする。

(排水設備の設置義務)

第19条 前条第2項の規定による告示がされた場合は、当該処理区域内の受益者（呉市下水道事業の受益者に係る負担金及び分担金に関する条例（昭和49年呉市条例第20号）第12条に規定する集排受益者をいう。）は、速やかに排水設備を設置しなければならない。

(排水設備の新設等の基準)

第20条 集落排水処理施設に汚水を流入させるために設ける排水設備の新設等を行おうとする者は、次に掲げる基準によりこれを行わなければならない。

(1) 下水道法施行令第8条（第1号及び第6号を除く。）の例によること。

(2) 排水設備は、集落排水処理施設の排水施設（所有者の承諾を得て、他人の排水設備により汚水を排除する場合における当該他人の排水設備を含む。以下同じ。）に固着させること。

(3) 排水設備を集落排水処理施設の排水施設に固着させるときは、当該排水施設の機能を妨げ、又は当該排水施設を損傷するおそれのない箇所に企業管理規程で定める工事の実施方法によ

りこれを行うこと。

(し尿等の排除の制限)

第21条 使用者は、し尿等を集落排水処理施設に排除するときは、水洗便所（排水設備である污水管が集落排水処理施設に連結されたものに限る。）によりこれを行わなければならない。

2 使用者は、集落排水処理施設の機能を妨げ、又は集落排水処理施設を損傷するおそれがあるものとして企業管理規程で定める污水を集落排水処理施設に排除してはならない。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、当該污水による障害を除去するために必要な施設を設ける等必要な措置を講じた上、排除することができる。

(使用制限)

第22条 管理者は、集落排水処理施設に関する工事を施工するときその他やむを得ない理由があるときには、処理区域の全部又は一部の区域を指定して、当該集落排水処理施設の使用を一時制限することができる。

2 管理者は、前項の規定により集落排水処理施設の使用を制限しようとする場合は、使用を制限しようとする区域及び期間（時間制限をするときにあつては、その時間）を定め、あらかじめ関係者に周知させる措置を講じなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

(使用者等の管理義務)

第23条 使用者又は排水設備の設置者は、排水設備を適正に管理し、集落排水処理施設の機能に障害を生じさせないように努めなければならない。

2 排水設備の修繕に要する費用は、当該使用者又は設置者の負担

とする。

(準用規定)

第24条 第4条から第6条まで及び第9条の規定は、集落排水処理施設について準用する。

第4章 使用料及び手数料

(使用料の徴収)

第25条 管理者は、下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、毎使用期、その使用期における下水道の使用について、原則として納入通知書又は口座振替の方法により徴収し、その時期は企業管理規程により定める。

3 使用料の徴収後、その金額について誤りを発見したときは、翌使用期の使用料において増減する。ただし、管理者が必要と認めたものは、追徴し、又は還付することができる。

4 第2項の規定にかかわらず、管理者は、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため下水道を使用する場合その他下水道を一時使用する場合において必要と認めるときは、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から下水道の使用を廃止した旨の届出があつたとき、その他管理者が必要と認めたときに行う。

(使用料の算定方法)

第26条 1月当たりの使用料の額は、使用者が排除した汚水の量(以下「排除汚水量」という。)に応じ、次の表に定める基本使用料と従量使用料との合計額に100分の110を乗じて得た金額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

用途	基本使用料（1世帯又は1事業所1月につき）	従量使用料（1立方メートルにつき）						
		排除汚水量						
金額	1立方メートル以上0立方メートルまで	10立方メートルを超え20立方メートルまで	20立方メートルを超え30立方メートルまで	30立方メートルを超え50立方メートルまで	50立方メートルを超え100立方メートルまで	100立方メートルを超え500立方メートルまで	500立方メートルを超え部分	
一般用（市の区域内）	1,180円	179円	219円	241円	285円	318円	340円	361円
一般公衆浴場用	1,180円	94円						

一般用 (市の 区域 外。公 共下水 道に限 る。)	1, 77 0円	26 円	32 9円	36 2円	42 8円	47 7円	51 0円	54 2円
----------------------------------------------	-------------	---------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

2 排除汚水量の算定は、次に定めるところによる。

- (1) 毎使用期における各月の排除汚水量は、均等とみなす。
- (2) 水道及び工業用水道を使用した場合は、水道及び工業用水道の使用水量とする。
- (3) 2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合等においては、原則として、各使用者均等とみなす。ただし、特別の事情がある場合は、管理者が認定する。
- (4) 水道及び工業用水道以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は、使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する。
- (5) 氷雪製造業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量が排除汚水量と著しく異なるものを営む使用者は、毎使用期、その使用期に排除汚水量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用期の末日から起算して7日以内に管理者に提出しなければならない。この場合においては、前3号の規定にかかわらず、管理者は、その申告書の記載を勘案して排除汚水量を認定するものとする。
- (6) 水道及び工業用水道の使用者がその使用期間の中途に下水道の使用を開始した場合は、当該期間における使用水量を各日均

等に使用したものとみなして、日割計算により算定する。水道及び工業用水道以外の水を使用する者についても、同様とする。

(基本使用料)

第27条 基本使用料は、排除汚水量の有無にかかわらず、所定の額を徴収する。

(特別な場合における使用料の額の算定)

第28条 使用期中途において下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開した場合の使用料の額は、管理者が別に定める方法により算定する。

(資料の提出)

第29条 管理者は、使用料の額を算出するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

(手数料)

第30条 指定工事店の指定について、その申請者から、1件につき14,000円の手数料を徴収する。

2 前項の手数料は、申請の際、これを徴収する。

3 既納の手数料は、返還しない。

第5章 占用

(占用の許可)

第31条 下水道の敷地又は排水施設に物件（以下「占用物件」という。）を設け、継続して下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、占用許可願を提出して管理者の許可を受けなければならない。ただし、占用物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

(占用の許可)

第17条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以下「占用物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、占用許可願を提出して管理者の許可を受けなければならない。ただし、占用物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

2 管理者は、前項に規定する占用の許可を受けた者から、企業管理規程で定める占用料を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに掲げる占用物件については、この限りでない。

(1) 公共下水道に下水を排除することを目的とする占用物件

(2) ～(4) 略

(原状回復)

第18条 前条第1項に規定する占用の許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき又は当該占用物件を設ける目的を廃止したときは、当該占用物件を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當であると管理者において認めるときは、この限りでない。

2 略

(使用料等の減免)

第19条 略

(費用の負担)

第20条 市が、使用者の特別の必要により公共下水道のます及び取付管の新設等を行つたときは、当該使用者は、管理者の定めるところにより、その新設等に要した費用の全部又は一部を負担しなければならない。

(義務者の代理人)

第21条 法第10条第1項に規定する排水設備等の設置義務者に該当する者が市内に居住しないときは、この条例に定める一切の事項を処理させるため市内に居住する代理人を選定し、連署してこれを管理者に届け出なければならない。当該代理人を変更する

2 管理者は、前項に規定する占用の許可を受けた者から、企業管理規程で定める占用料を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに掲げる占用物件については、この限りでない。

(1) 下水道に下水を排除することを目的とする占用物件

(2) ～(4) 略

(原状回復)

第32条 前条第1項に規定する占用の許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき又は当該占用物件を設ける目的を廃止したときは、当該占用物件を除却し、下水道を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當であると管理者において認めるときは、この限りでない。

2 略

第6章 雑則

(使用料等の減免)

第33条 略

(費用の負担)

第34条 市が、使用者の特別の必要により下水道のます及び取付管の新設等を行つたときは、当該使用者は、管理者の定めるところにより、その新設等に要した費用の全部又は一部を負担しなければならない。

ときも、また同様とする。

2 管理者は、前項の代理人を変更することが適当であると認めるときは、これを変更させることができる。

(共有又は共用の連帯責任)

第22条 排水設備を共有又は共用するときは、その共有者又は共用者は連帯してこの条例に定める義務を負わなければならない。

(企業管理規程への委任)

第23条 略

第5章 罰則

(罰則)

第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第4条第1項又は第2項の規定による確認を受けずに排水設備等の工事を実施した者
- (2) 排水設備等の新設等を行つて、第5条第1項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかつた者
- (3) 第6条の規定に違反して排水設備等の工事を実施した者
- (4) 第7条の2、第7条の3又は第8条の規定に違反した使用者
- (5) 第9条又は第10条の規定による届出を怠つた者
- (6) 第13条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠つた者

(企業管理規程への委任)

第35条 略

第7章 罰則

(罰則)

第36条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、5万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第4条第1項又は第2項 (第24条において準用する場合を含む。) の規定による確認を受けずに排水設備等の工事を実施した者
- (2) 排水設備等の新設等を行つて、第5条第1項 (第24条において準用する場合を含む。) の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかつた者
- (3) 第6条 (第24条において準用する場合を含む。) の規定に違反して排水設備等の工事を実施した者
- (4) 第7条の2、第7条の3、第8条又は第21条の規定に違反した使用者
- (5) 第9条 (第24条において準用する場合を含む。) 又は第10条の規定による届出を怠つた者
- (6) 第29条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠つた者

<p>(7) <u>第18条第2項</u>の規定による指示に従わなかつた者</p> <p>(8) 第4条第1項若しくは<u>第15条</u>の規定による申請書、第4条第2項、第9条若しくは第10条の規定による届出書、<u>第12条第2項第5号</u>の規定による申告書又は<u>第13条</u>の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者</p>	<p>(7) <u>第32条第2項</u>の規定による指示に従わなかつた者</p> <p>(8) 第4条第1項 (<u>第24条</u>において準用する場合を含む。)若しくは<u>第16条</u>の規定による申請書、第4条第2項 (<u>第24条</u>において準用する場合を含む。), 第9条 (<u>第24条</u>において準用する場合を含む。)若しくは第10条の規定による届出書、<u>第26条第2項第5号</u>の規定による申告書又は<u>第29条</u>の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者</p>
<p><u>第25条</u> 市長は、偽りその他不正な手段により使用料又は占用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に<u>処する</u>。</p>	<p><u>第37条</u> 市長は、偽りその他不正な手段により使用料又は占用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を<u>科することができる</u>。</p>
<p><u>第26条</u> 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料を科する。</p>	<p><u>第38条</u> 市長は、<u>法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料を科することができる</u>。</p>

(呉市下水道事業の受益者に係る負担金及び分担金に関する条例の一部改正)

第4条 呉市下水道事業の受益者に係る負担金及び分担金に関する条例（昭和49年呉市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(総則)</p> <p>第1条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、この条例の定めるところにより、公共下水道に係る下水道事業（以下「事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条の規定に基づく受益者</p>	<p>(総則)</p> <p>第1条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、この条例の定めるところにより、公共下水道に係る下水道事業（以下「事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条の規定に基づく受益者</p>

負担金（以下「負担金」という。）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づく受益者分担金（以下「分担金」という。）を徴収するものとする。

（延滞金）

第11条 略

負担金（以下「負担金」という。）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づく受益者分担金（以下「分担金」という。）を、集落排水処理施設に係る下水道事業（以下「集排事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、同条の規定に基づく受益者分担金（以下「集排分担金」という。）をそれぞれ徴収するものとする。

（延滞金）

第11条 略

（集排受益者）

第12条 この条例において「集排受益者」とは、集排事業の処理区域において建築物等を所有する者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）の適用を受ける建築物等については、同法第2条第2項に規定する区分所有者）又は当該者に準じるものとして管理者が定める者をいう。

（集排分担金の納付時期及び額）

第13条 集排受益者は、呉市下水道条例（昭和37年呉市条例第24号）第24条において準用する第4条の規定により、排水設備の新設の計画について管理者の確認（以下「新設確認」という。）を受けたときは、当該新設確認を受けた日から起算して2週間以内に、集排分担金を一括して管理者に納付しなければならない。

2 集排分担金の額は、最終ます（各建築物が排出する汚水を集落排水処理施設に流入させるために当該建築物の排水管の終点に設置されるますをいう。以下同じ。）1個につき16万円とする。ただし、当該新設確認に係る申請を管理者が受理した日が当該最終ますが存する場所について集落排水処理施設の供用を開始した

(委任)

第12条 略

付 則

1～3 略

4 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

日から3年を経過しない日である場合における集排分担金の額は、最終ます1個につき6万円とする。

（集排分担金の免除）

第14条 管理者は、災害その他特別の事由により特に必要があると認めるときは、集排分担金を免除することができる。

（準用規定）

第15条 第11条の規定は、集排分担金について準用する。この場合において、第11条中「第6条第3項」とあるのは「第13条第1項」と、「負担金等」とあるのは「集排分担金」と読み替えるものとする。

(委任)

第16条 略

付 則

1～3 略

4 当分の間、第11条第1項（第15条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、第11条第1項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える

5～8 略

場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

5～8 略

(呉市集落排水事業関連債償還基金条例等の廃止)

第5条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 呉市集落排水事業関連債償還基金条例（平成18年呉市条例第52号）
- (2) 呉市集落排水処理施設条例（平成15年呉市条例第26号）
- (3) 呉市集落排水事業分担金条例（平成15年呉市条例第27号）

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に第3条及び第4条の規定による改正前の当該各条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、これらの条の規定による改正後の当該各条例の相当規定によってしたものとみなす。

(提案理由)

呉市集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、関係条例における所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。